

2020年3月

普通預金口座を新規開設されるお客さまへ

未利用口座管理手数料の新設のお知らせ

いつも武蔵野銀行をお引立ていただき、誠にありがとうございます。

この度、弊行では、2020年4月1日（水）以降に新たに開設いただいた普通預金口座より、下記の「未利用口座管理手数料」を新設させていただきます。

なお、2020年3月31日（火）以前に開設いただいた普通預金口座や、日ごろ入出金や口座振替等にご利用いただいている口座は本手数料の対象外です。

本件につきましてご不明な点等がございましたら、各お取引店までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

お客さまには何卒ご理解を賜りますとともに、これからも変わらぬご愛顧のほど宜しくお願い申し上げます。

記

1. 新設手数料

手数料名	金額（消費税込み）
未利用口座管理手数料	年間1,320円

2. 対象となる口座について

- ① 2020年4月1日（水）以降に新たに開設いただいた普通預金口座
 - ② 最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない普通預金口座
- 上記①、②の両方に該当する場合には対象となります。（※）

ただし、以下の場合は対象とはなりません。（手数料のご負担はございません。）

- ・当該口座の残高が1万円以上である場合
- ・お借入がある場合
- ・同一支店で他にお預り金融資産（定期預金、積立型定期預金、投資信託、外貨預金、国債等）がある場合

※個人、法人のお客さまが対象です。

※対象口座のお客さまには、事前に所定の方法によりお知らせさせていただきます。

その後、一定期間ご利用がない場合に限り本手数料をご負担いただきます。

※手数料お引落しの際に口座残高が本手数料未満の場合は、口座残高をもって本手数料の一部とし、同口座を解約させていただきます。

※口座残高以上のご負担および口座解約後のお客さまの手続きはございません。

3. 普通預金規定等の改定

未利用口座管理手数料の新設にあたり、普通預金規定および総合口座取引規定を改定いたします。本規定の適用は、改定後の2020年4月1日以降に新規に普通預金口座（総合口座取引を含みます。）を開設されたお客さまからとなります。

(1) 普通預金規定

普通預金について、以下の条項を新設いたします。

総合口座取引についても、同様の改定を行います。

18. (未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。
- (3) この預金が未利用口座となりかつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、何らの通知をすることなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。
- (4) 一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

附則1. 前記18の規定については2020年4月1日以降に開設された口座に適用されるものとします。その他の規定については、口座開設日にかかわらず、すべての口座に適用されるものとします。

附則2. 未利用口座管理手数料のご説明

1. (未利用口座となる口座)

最後のお預け入れまたは払戻し（当該普通預金お利息の元本組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しを除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがなく普通預金口座（総合口座を含みます。）を未利用口座としてお取扱いたします。

2. (未利用口座管理手数料)

- (1) 未利用口座管理手数料はお客さまの口座が未利用口座の対象となった場合、事前に文書にてお届けの住所にご案内させていただきます。
- (2) ご連絡を差し上げてから、一定期間経過後もお取引がない場合に、当行所定の手数料をご負担いただきます。
- (3) ただし次の場合は未利用口座の対象外です。(手数料は必要ございません。)
 - ① 当該口座の残高が1万円以上である場合
 - ② お借入がある場合
 - ③ 同一支店（同一顧客番号）で他に金融資産（普通預金を除き、定期預金、積立定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、外貨預金、国債等）が1円以上ある場合

※盗難、紛失などのご利用を停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。

3. (口座の自動解約)

(1) お客様の口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、お客様の口座残高を以て未利用口座管理手数料の一部として充当し、同口座を何らの通知をすることなく自動的に解約させていただきます。

(2) なお、一部または全額ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、およびご解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

※お客様の口座残高以上のご負担はございません。

※口座を自動解約させていただいた後の、お客様のお手続きは一切ございません。

4. (未利用口座から未利用口座管理手数料をいただくまでの流れ)

お客様の普通預金口座が「未利用口座」となった場合

- ・未利用口座管理手数料の対象となった口座をお持ちのお客様へ、事前に文書にて、お届けの住所に「ご案内」を差し上げます。

↓

- ・このご案内により口座をご確認いただき、再度ご利用していただくか、ご利用予定のない場合はご解約されることをお勧めします。

- ・このご案内を差し上げて一定期間（約3ヶ月）以内に、再度利用されるか、ご解約されますと、未利用口座管理手数料はかかりません。

↓

- ・このご案内を差し上げて一定期間（約3ヶ月）経過後におきましても、ご利用もしくはご解約のお手続きのない未利用口座に対しましては、未利用口座管理手数料を引落しさせていただきます。

※送付した「ご案内」が延着または到着しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(2) 総合口座取引規定

解約等の条文に下線の項を追加いたします。

13. (解約等)

(1)～(6)省略

(7) 普通預金規定にもとづき普通預金取引が停止または解約された場合は当行は貸越を中止するものとします。

以上